

# 特定粉じん排出等作業実施届出書

## 記載要領（令和4年4月～）

- 届出は、【様式第3の5】及び【別紙】並びに【添付書類】を作成の上、作業開始予定日の14日前までに届出すること。(提出部数: 2部(正本及びその写しを各1部))
- 2以上の特定粉じん排出作業を、同一の工場又は事業場の建築物その他工作物について行う場合は、1つの届出書によって届出を行うことができる。  
(提出部数は2部必要)

令和4年3月

広島県

## 【様式3の5】

① 受信者名 (県厚生環境事務所・市町の届出先)	・広島市内の作業…広島市長(環境保全課) ・福山市内の作業…福山市長(環境保全課) ・呉市内の作業…呉市長(環境監理センター) ・三次市内の作業…三次市長(環境政策課)		・庄原市内の作業…庄原市長(環境政策課) ・東広島市内の作業…東広島市長(環境監理課) ・大崎上島町内の作業…大崎上島町長 (広島西部東山海岸事務所環境監理課)
	届出先の詳細は最終面に記載しています。		
② 届出者	・他の市町内における作業…右の表を参照のこと。  ・届出者は、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者又は自主施工者となる。  ・住所、名称及び氏名(電話番号)を記入すること。  ・法人代表者の代理人を届出者とする場合には、代表者と代理人を併記するとともに、委任状を添付すること。		
③ 根拠規定	不要な文字を抹消すること。 (ア)通常の場合の記載方法…「大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)」 (イ)災害時等の場合の記載方法…「大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)」		
④ 特定工事の場所	・作業を実施する場所(住所)及びその工事の名称を記載すること。		
⑤ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	・特定工事の受注者(元請業者)又は自主施工者の住所、名称及び氏名を記入すること。 ・法人にあつては、法人を代表する者の職と氏名を記入すること。		
⑥ 特定粉じん排出作業の種類	該当する作業に○印をつけること。 ・特定粉じん排出作業の開始日は、除去等に係る一連の作業の開始日であり、工事そのものの開始日ではない。 (※具体的には、除去に先立ち作業区間の隔離、集じん・排気装置の設置等の飛散のための作業を開始する日を指す。)		
⑦ 特定粉じん排出作業の実施の期間	・囲い込み、封じ込め作業にあつては、特定建築材料を囲い込み又は封じ込める作業の開始日となる。		
⑧ 特定建築材料の種類	該当する作業に○印をつけること。		
⑨ 特定建築材料の使用面積	使用面積の合計値(m <sup>2</sup> )を記入すること。		
⑩ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物の構造に○印をつけ、延べ床面積(m <sup>2</sup> )及び階数を記入すること。		
⑪ 特定工事を施工するもの現場責任者の氏名及び連絡場所	特定工事の施工者(受注者(元請業者)又は自主施工者)の現場責任者の氏名、連絡場所(住所、名称、電話番号)を記載すること。		
参考事項	⑫ 下請負人が特定粉じん排出作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の現場責任者の氏名及び連絡場所		
	下請負人が特定粉じん排出作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の住所、名称及び氏名を記入すること。 ・連絡先として、電話番号を記入すること。		

① 様	年 月 日	受信者名(県、厚生環境事務所の届出先)	作業を行う場所	特定粉じん排出等作業実施届出書
② 電話番号	届出者	氏名又は名前及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	年 月 日	
吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保溫材若しくは耐火被覆材に○印を除く作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)及び第2項(第3項)により、次のとおり届け出ます。				
届出対象特定工事の場所				
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名				
特定粉じん排出等作業の種類				
大気汚染防止法施行規則第7条第1項 1.の項 断熱材等の解体作業 2.の項 建築物等の解体作業する断熱材、保溫材又は耐火被覆材を除去する作業(焼き落とし、切断、又は液碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(次項を除く)。				
6.の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業				
特定粉じん排出等作業の実施				
自(7)年 月 日 ~受理番号				
持 定 建 築 材 料 の 使 用 期 間				
1.吹付け石綿、保温材を含むする断热材 2.石綿を含むする保温材 3.石綿を含むする耐火被覆材 4.石綿のとおり。 見附図のとおり。				
特定建築材料の使用箇所の方法				
特定粉じん排出等作業の対象 建 築 物 (耐 火・準 火・そ の 他 ) ~備 考				
特定粉じん排出等作業の概要 建 築 物 等 の 構 造 ~備 考				
特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所 下請負人が実施する電機責任者の氏名及び連絡場所 該下請負人が特定粉じん排出等作業の当該工事を施工する場合の当該工事の現場責任者の氏名及び連絡場所				
備考 1.吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に○印を除く作業の部分の見取図を添付すること。 2.参考事項の欄に掲げた事項は必ず記載すること。 3.した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号及び同項第3号及ぶ第4号に規定する事項となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。 4.届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A-4とすること。				

【別紙】

(13) 特定建築材料の処理方法	該当するものに○印をつけること。	
(14) 特定粉じん排出等作業の方 法が大気汚染防止法第18条の 19各号に掲げる措置を当該各 号に定める方法により行うも のないときは、その理由	建築物等が倒壊するおそれがあるときその他の法第18条の19各号のいずれかに掲げる措置を当該各号により行わる方法により行うことと、その理由を記載すること。 ※災害等による破損により、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する場合、物理的に特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離することや、隔離した場所において集じん・排気装置を使用することが困難な場合等をいう。	
集 じん ・ 排 気 装 置	(15) 機種・型式・設置数 (16) 排気能力 (m <sup>3</sup> /min) (17) 使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%) (18) 使用する資材及びその種類 (19) その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	集じん・排気装置の機種、型式及びその設置数を記入すること。 集じん・排気装置の排気能力 (m <sup>3</sup> /min) 及び隔離空間の内部の空気についての1時間当たりの換気回数 (回) を記入すること。(4回以上が求められる。) エアフィルタはHEPAフィルタであること。【規則第16条の2】) 使用する薬剤、隔離養生に使用するシート、接着テープ等の資材及びその種類について記入すこと。 上記①の特定建築材料の処理方法が「その他」に該当する場合には、その処理方法を記入すること。 上記の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法は特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。

別紙	特定粉じん排出等作業における措置
特 定 粉 じ ん 排 出 等 作 業 に お け る 措 置	降去・囲い込み・封じ込め・その他
特 定 粉 じ ん 排 出 等 作 業 の 方 法	特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由
集 じ ん ・ 排 気 装 置	(13) 集じん・排気装置の機種及びその集じん効率 (%) (14) 1時間当たり換気回数 (回)
備 考	1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。 2 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。 3 接着テープ等の特定粉じん排出又は飛散の抑制方法には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、叢水の方法、用い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。 5 見取図は、主要寸法等を記入すること。 6 記入欄は、該当する欄に記入すること。

【添付書類】

様式第3の5及び別紙のほか、次の書類を添付すること。

〔・図面は、必要事項が明確に判断される程度のものでよい。  
・添付書類は原則としてA4版とし、それ以上の場合にはA4版の大きさに折りたたむこと。〕

特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況

アイ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図

ウ 主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を明記すること。

また、作業基準及び石綿事前調査結果に係る掲示板の位置を明記すること。

エ 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図

オ※ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要(耐火建築物等の建築物・その他工作物の別、建築物の場合延べ面積)

カ※ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

キ※ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※ ただし、オヘキについては、様式第3の4に「参考事項」として記入することで添付書類に代えることができる。

**【提出先】**

届出書の提出先（窓口）は、所管の県厚生環境事務所（支所）環境管理課（衛生環境課）又は市の担当課です。

作業を行う場所	届出書の提出先（窓口）	電話番号	住 所
大竹市、廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	0829-32-1181 (代表)	廿日市市桜尾 2-2-68
安芸高田市、 府中町、海田町、 熊野町、坂町、 安芸太田町、 北広島町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所衛生環境課	082-228-2111 (代表)	広島市中区基町 10-52
江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所衛生環境課	0823-22-5400 (代表)	呉市西中央 1-3-25
竹原市、 大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	082-422-6911 (代表)	東広島市西条昭和町 13-10
三原市、尾道市、 世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	0848-25-2011 (代表)	尾道市古浜町 26-12
府中市、 神石高原町	広島県東部厚生環境事務所 福山支所衛生環境課	084-921-1311 (代表)	福山市三吉町 1-1-1
広島市	広島市環境保全課	082-504-2187	広島市中区国泰寺町 1-6-34
呉市	呉市環境試験センター	0823-25-3551	呉市青山町 5-3
福山市	福山市環境保全課	084-928-1072	福山市東桜町 3-5
三次市	三次市環境政策課	0824-62-6136	三次市十日市中 2-8-1
庄原市	庄原市環境政策課	0824-72-1398	庄原市是松町 20-25
東広島市	東広島市環境先進都市推進課	082-420-0928	東広島市西条栄町 8-29